

ひとり親家庭のお父さん、お母さんへ

就労支援制度をご利用ください！

令和元年8月

「転職したい」「仕事に活かせる資格を取りたい」「キャリアアップしたい」

こんなお仕事の悩みを抱えていませんか？市では、ひとり親家庭のお父さん、お母さんを応援するため、就労支援を行っています。お気軽にご相談ください！！

阿賀野市イメージ
キャラクター「こずっちょ」



～ 就労支援制度を利用された方からメッセージ ～

「講座を受講してとても楽しかったし、自分自身がこれからずっと仕事を続けていくためにキャリアアップできたと思う。もっとひとり親の方へ、こういう制度があることをぜひ知ってもらいたいです。」

「他事業所の介助の仕方が確認できて良かった。限られる収入の中、補助金を活用しスキルアップできたことは、父子家庭として大変助かりました。」

「大学に入学し、資格だけでなく学位の取得もできる。この制度がなければ諦めていました。この制度の目的は、資格を取得するだけではなく、生活を安定させるためにもあると思います。人それぞれタイミングがあるとは思いますが、早めの修業をオススメします。」

★ 自立支援教育訓練給付金

自立の促進を図るため、就業を目的とした教育訓練に関する講座等を受講し修了した場合に、支払った費用（入学料及び授業料に限る）の一部を支給します。

対象となる人 ※ 過去にこの給付金を受けている人は、対象外です。

児童扶養手当又はひとり親家庭等医療費助成を受給しているか、若しくは本人の所得が同等の所得水準にある母子家庭の母又は父子家庭の父（20歳未満の児童を養育している人）で、講座等を受講することが適職に就くために必要であると認められる人

申請期間

受講開始日の1か月前までに、対象講座の指定を受けるための申請が必要です。

対象講座

- ・雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金（資格の取得を要件とする講座のみ）の対象となっている指定教育訓練講座
〈例〉介護職員初任者研修、簿記検定試験、医療事務検定試験 ほか
- ・市長が別に定める就職に結びつく可能性の高い講座
- ・地域の実情に応じ市長が対象と認める講座 ※通信のみの講座は対象となりません。

助成額

受講にかかった費用の6割（上限20万円）

◎専門実践教育訓練給付金の対象講座である場合、上記で算出した額が修業年数に20万円を乗じた額を超えるときは、修業年数に20万円を乗じた額（上限80万円）

- ・ハローワークから給付金を受ける場合は、上記からそれを差し引いた額が助成額となります。
- ・助成額が1万2千円以下の場合は、対象になりません。

裏面もあります

★ 高等職業訓練給付金

安定した収入を期待できる国家資格等を取得するため、一定の間、養成機関での修業を必要とする場合に、入校中の支援（生活費補助）と入学金の一部を支給します。

対象となる人 ※ 過去にこの給付金を受けている人は、対象外です。

児童扶養手当又はひとり親家庭等医療費助成を受給しているか、若しくは本人の所得が同等の所得水準にある母子家庭の母又は父子家庭の父（20歳未満の児童を養育している人）で、養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれ、就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる人

申請期間

対象資格を取得するために通学していれば申請できます。入学を希望される場合は、次年度の予定でもすぐに相談してください。

対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、その他上記に準じ市長が地域の実情に応じて定める資格

助成額

訓練促進給付金…入校中の生活費補助として支給します（上限48月）

市民税非課税世帯 月額 100,000 円／市民税課税世帯 月額 70,500 円

◎訓練期間の最後の12か月は、上記に月額4万円が加算されます。

修了支援給付金…養成機関の修了後に支給します

市民税非課税世帯 50,000 円／市民税課税世帯 25,000 円



よくあるご質問

- Q. 既に資格を持っていますが、別の資格を取るために利用できますか？
A. 就職やキャリアアップのために必要な資格であれば、別の資格を持っていても利用できます。
- Q. 自立支援教育訓練給付金の対象となる資格は、どこでわかりますか？
A. 厚生労働省の検索システム（下のURL）で調べることができます。
<http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/SSR/SSR101Scr01S/SSR101Scr01SInit.form>
これに該当しなくても市長が必要と認めるものであれば利用できますので、ご相談ください。
- Q. 仕事のことで不安や悩みがあります。どこに相談すればいいですか？
A. お気軽に市へご相談ください。相談内容に応じて、他の機関や制度等もご案内します。
困っていること、聞いてほしいこと等、ささいなことでも結構です。何でもご相談ください。

～ひとり親家庭の助成制度に関するお問い合わせ～

阿賀野市役所 社会福祉課 児童福祉係 Tel62-2510（内線2152）



市ホームページにも制度概要等を掲載していますので、左記QRコードからご覧ください。（インターネットで「阿賀野市 子育て」でも検索できます。）